

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口緑化センター
設置目的	川口の伝統産業である植木を中心とする花き等の特産農業の振興を図り、豊かな自然環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
所在地	川口市大字安行領家844番地の2
施設規模	敷地面積 8,113.57㎡(国土交通省用地617㎡) 延床面積 4,696.73㎡
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造5階建
施設内容	1階 アトリウム、道の駅情報ターミナル 1,890.43㎡ 2階 資料展示コーナー、レストラン 881.02㎡ 3階 会議室 738.51㎡ 4階 事務室 683.30㎡ 5階 会議室、和室、庭園 451.68㎡ 塔屋 51.79㎡
構造規模	駐車場 136台 開所年月 平成8年4月
所管課	経済部農政課
2 募集概要・応募状況	
募集要旨 【導入目的】	指定管理による施設運営を実施することにより、施設の効果的・効率的な管理運営を行い、市民サービスの向上及び経費の節減等を図るため。
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間) 5期目
選定種別	公募
	※非公募理由
指定管理料	【5年総額】 875,387,000円 (参考)前指定期間 773,108,000円
利用料金	有り
応募団体	1 団体 (公益財団法人川口緑化センター)

指定管理者候補者選定基本調書

3 経済部専門委員会における選定結果 ⇒詳細は資料9ページを参照

第一位指定管理者候補者					
名称	公益財団法人川口緑化センター				
代表団体					
所在地	川口市大字安行領家844番地の2				
代表者	理事長 栗原 明宏				
主な業種	サービス業(緑化産業の振興及び施設管理)				
法人の目的	植木・花と造園の特産農業の振興、豊かな自然環境の保全及び緑化振興事業の促進を図り、もって伝統ある「植木の里」の健全なる育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。				
法人の事業	緑化産業の振興及び施設管理				
役員状況	理事14人、監事2人				
構成団体1	/				
所在地					
代表者					
主な業種					
法人の目的					
法人の事業					
役員状況					
構成団体2					
所在地					
代表者					
主な業種					
法人の目的					
法人の事業					
役員状況					
指定管理料		5年総額 875,260,000円			
専門委員会における 審査点数		<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>第一次審査</th> <th>第二次審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">312/360</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	第一次審査	第二次審査	312/360
第一次審査	第二次審査				
312/360	/				

【選定理由】

・応募時に提出された書類を確認したところ、当該法人が川口緑化センターの設置目的を達成するため設立された法人であり、緑化センターの開所時から管理運営を担っていることから、施設を十分に理解し、指定管理制度に移行した後においても、法人がこれまで培ってきたノウハウを十分に生かし、施設の管理運営及び農業・緑化産業団体等との間で地道に構築してきた信頼関係等を築いてきていることや、法人の財務や税金の支払いの状況等についても、問題のないこと。

・選定基準に、「申請者が1者であっても選定及び評価会議及び専門委員会で審査し、指定管理者の候補者としての適否を判断し、委員合計総得点が6割以上に満たなかった際には再度公募を行う。」とあるが、審査表は1名最大90点、委員合計総得点は最大360点、委員合計総得点の6割は216点という中で、専門委員会において公益財団法人川口緑化センターの得点は312点であったことから基準を満たした。

以上のことを踏まえ、出席委員全員が賛成し、当該法人の選定に至った。

11 各部専門委員会における審査結果

川口緑化センター 採点結果(集計表)

○公益財団法人川口緑化センター

審査基準		審査の視点	A	B	C	D
1	基本方針	管理運営方針は公の施設として適切であるか	4	5	4	4
2	公の施設を利用しようとするものの 平等な利用が確保されるものである か	施設の利用者の公平性が確保されているか	4	5	4	5
3	公の施設の効用を最大限に発揮され るものであるか	施設の設置目的を的確に把握しているか	4	5	4	5
		施設の利用促進が図れる提案であるか	3	4	4	4
		利用者に対するサービス向上への提案は効果的 であるか	4	5	4	4
		市民・関係団体・周辺施設等との連携は効果的 であるか	4	5	3	4
4	公の施設の管理を安定して行う人的 及び物的な能力を有するものである か	これまでの業務実績は豊富か	5	5	4	5
		人員配置計画は適切であるか	4	5	4	5
		職員研修計画は適切であるか	5	5	4	5
		危機管理対応は適切であるか	4	5	4	5
		個人情報保護や情報公開の取扱いは適切であるか	5	5	4	5
5	公の施設の管理経費の削減が図られ るものであるか	管理経費の削減を図るための取り組みは効果的 であるか	4	4	4	4
		利用者からの料金徴収への取り組みは効果的 であるか	4	5	4	5
6	その他(事業)	緑化関連事業への取り組みは効果的であるか	4	5	4	5
		道の駅「川口・あんぎょう」の運営について効果 的な取り組みか	2	4	3	4
		自主事業への取り組みは効果的なものであるか	4	4	4	5
7	応募法人等の提案金額、財務状況	上限金額と比較し、応募法人等の提案内容を勘 察したうえで、金額は妥当か	4	5	4	5
		応募法人等の財務状況は良好か	4	5	4	5
計			72	86	70	84

採点基準

5点 優れている 4点 やや優れている 3点 普通
2点 やや劣っている 1点 劣っている

委員の合計点 312

12 審査基準

川口市経済部指定管理者候補者選定基準

1 基本方針

指定管理者には効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、指定管理者の選定に当たっては、提案される事業計画の内容や利用者へのサービス提供の内容などの管理運営能力やノウハウを総合的に評価を行う。

2 審査書類

審査は経済部指定管理者候補者選定専門委員会（以降、「専門委員会」という。）に提出された事業計画書、収支計画その他関係書類に基づき行う。

3 審査方法

指定管理者の候補者の選定は提出された申請書に基づき、川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月25日条例第11号）第4条に定める選定基準に照らし、学識経験を有する者で構成する選定及び評価会議等において事前に意見を聴取した上で総合的に審査し、川口緑化センターおよび川口市営植物取引センターの設置目的を最も効果的に達成することができるものと認められる者を応募者の中から選定する。

4 基準

(1) 審査基準

ア 基本方針

イ 公の施設を利用しようとするものの平等な利用が確保されるものであるか

ウ 公の施設の効用を最大限に発揮されるものであるか

エ 公の施設の管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであるか

オ 公の施設の管理経費の削減が図られるものであるか

カ その他（事業）

キ 応募法人等の提案金額、財務状況

(2) 点数（5段階評価にて行う）

5：優れている

4：やや優れている

3：普通（基準値）

2：やや劣っている

1：劣っている

5 審査の流れ等

- (1) 選定にあたっては、「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議」（以下「選定及び評価会議」という。）及び専門委員会を設置し、指定管理者の候補者及び第二位の候補者等を選定する。
- (2) 選定後、川口市指定管理者候補者選定及び評価会議の審査を経た後、川口市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定します。なお、指定管理者の候補者が協議により指定の合意に達しなかった場合や、指定後に取り消しになった場合については、第二位順位者と協議を行い、その後の議会での議決を経て指定することになる。
- (3) 申請者が1者であっても選定及び評価会議及び専門委員会で審査し、指定管理者の候補者としての適否を判断し、委員合計総得点が6割以上に満たなかった際には再度公募を行う。
- (4) 2者以上の総得点が同点となった場合、各項目別の得点順位によるポイント制（例：1位が3項目、2位が2項目など）とし、各項目別の平均点順位によるポイント制の総合的な判断で順位を決定する。
- (5) 選定及び評価会議並びに専門委員会は非公開とする。